

# 北空知衛生センター組合連絡用自動車管理規程

平成31年3月11日

組合訓令第5号

(目的)

第1条 この規程は、北空知衛生センター組合における連絡用自動車の適切な運営管理について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 連絡用自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車で、北空知衛生センター組合が所有し、又は借り上げて運行するものをいう。
- (2) 総括管理者 連絡用自動車の運行管理の総括責任者をいう。
- (3) 安全運転管理者 道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第1項の規定により総括管理者が選任したものをいう。
- (4) 運行責任者 連絡用自動車の運行管理の責任者をいう。
- (5) 運転者 連絡用自動車を運転する職員をいう。

(連絡用自動車の使用範囲)

第3条 連絡用自動車の使用は、公務のため必要な場合に限るものとする。

(総括管理者)

第4条 総括管理者は、事務局長をもって充てる。

2 総括管理者は、連絡用自動車の効率的な運用を図るため必要があると認めるときは、運行責任者に対し連絡用自動車の使用状況について報告を求め、又はその結果について指示することができる。

(安全運転管理者)

第5条 安全運転管理者は、所長をもって充てる。

2 安全運転管理者は、運転者に対し、法令で定める連絡用自動車の運転に関する事項について適切な指導監督その他庁用自動車の安全な運転に必要な業務を行う。

(運行責任者)

第6条 総括管理者は、連絡用自動車の運行上、必要と認めるときは運行責任者を定めることができる。

2 運行責任者は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 連絡用自動車の使用に関し、運転者の運転免許及び資格要件を確認し、運転の可否を決定すること。
- (2) 運転者の病気、過労等の事由による安全運転の可否を常に確認し、安全な運行を確保するために必要な指示を与えること。
- (3) その他運転者の管理について必要な措置をとること。

(運転者の責務)

第7条 運転者は、連絡用自動車の運行に当たっては、常に関連法令を遵守し、安全な運行を

図るよう努めなければならない。

2 運転者は、運転前に連絡用自動車の点検を実施してそれを記録し、毎日の運転状況を運転日報に記載し、翌朝までに安全運転管理者に提出しなければならない。

(事故報告)

第8条 運転者は、運行中に事故を起こしたときは、法令に定められた措置を講じるとともに、直ちに運行責任者及び安全運転管理者に報告し、指示を受けなければならない。

2 前項の場合において、安全運転管理者は速やかに車両事故発生報告書を総括管理者を経て組合長に提出しなければならない。

(台帳等の整備及び保管)

第9条 車両管理に必要な台帳等は、次に掲げる台帳等とし、保存期間を次のとおり定めるものとする。

(1) 車両事故発生報告書 保存期間 10年

(2) 車両台帳 保存期間 廃車後1年

(3) 運転日誌 保存期間 1年

(4) 月別車両使用状況報告書(走行・燃料・整備状況) 保存期間1年

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。